

# 乳幼児医療費助成制度 の受給者の皆様へ (6歳未 満の子どもをお持ちの保護者の方へ)

本庁保健福祉課 (福祉係)  
電話0994-22-3042  
支所住民生活課 (保健衛生係)  
電話0994-25-2511

◎受診時には、病院・薬局で資格者証を提示してください。

◎自己負担額を病院・薬局でお支払いください。

◎助成金は、後日、登録された口座へ振り込まれます。(助成金の振り込みは、3か月程度後になります。)

ます。ただし、市町村民税非課税世帯については、自己負担額を全額助成します。

※平成19年2月までの受診に係る助成申請は、従来の申請書による申請手続きが必要です。

※県外の医療機関での受診に係る助成申請は、今までも従前の申請書による申請手続きが必要です。

※生活保護受給者、重度心身障害者医療費助成対象者、ひとり親家庭医療費助成対象者は乳幼児医療費助成制度の対象から除かれます。

平成19年3月1日から病院で受診した場合の自己負担金を返ってくる手続きが簡素化されます。

※これまででは助成を受けるには、毎月、助成申請書に病院の領収書(証明)を添えて、役場に申請しなければいけませんでしたが、3月1日からは、この申請に要する利用者の手間や負担を軽減するため、助成方法を「自動償還方式」に改めます。

※助成資格は、6歳に達する日の属する月末医療分までです。(誕生日が月の初日の者は、前月の末日までです。)

◎対象者には別途通知をしますが、本庁保健福祉課及び支所住民生活課で資格者証の交付を受けてください。その際、助成金の受け取り口座の登録が必要となります。

※保険制度を利用して治療した自己負担額が、乳幼児1人につき月額3千円を超えた場合、その越えた分について助成し



# 錦江町国民保護計画

本庁総務課 (消防交通係)  
電話0994-22-0511  
支所地域振興課 (地域振興係)  
電話0994-25-2511



協議会の様子

1月26日、本庁会議室において、錦江町国民保護協議会が開催されました。

式に定められることとなります。  
国民保護法とは？

会議は、町長から委嘱された山川海上保安署、鹿屋航空基地司令などの関係機関及び役場各課長合わせて28名が出席。国民保護法の規定に基づき、有事の際の関係機関の役割や連携など、計画内容の協議が行われました。計画は、弾道ミサイル攻撃などの武力攻撃事態と大規模テロなどの緊急対処事態を対象としており、平素の備えや予防、武力攻撃事態が発生した場合の対処及び復旧など全5編で作成されます。

国民保護法は、正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす被害を最小限にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されています。

今後、今回協議した計画を県に提出し、県知事の承認後に正